

学校法人玉川学園教育研究活動等点検調査委員会規程（平成4年4月1日制定）

最終改正:令和4年4月1日

改正内容:令和4年4月1日[令和4年4月1日]

---

○学校法人玉川学園教育研究活動等点検調査委員会規程

平成4年4月1日制定

改正

平成6年4月1日  
平成14年4月1日  
平成17年4月1日  
平成23年4月1日  
平成27年4月1日  
平成29年4月1日  
平成31年4月1日  
令和2年4月1日  
令和4年4月1日

学校法人玉川学園教育研究活動等点検調査委員会規程

（目的）

- 第1条 学校法人玉川学園（以下「本法人」という。）に教育研究活動等点検調査委員会（以下「本委員会」という。）を置く。  
2 本委員会は本法人の教育研究等の活動及びその運営に関し、総合的な点検・調査・分析・評価（以下「点検・評価等」という。）を行い、その結果に基づく改善に努め、もって本法人の教育研究水準の質を保証し、その向上を図ることを目的とする。  
3 前条の点検・評価等の項目は別に定める。

（構成）

- 第2条 本委員会は全学園連絡会の構成員を中心に、次の区分によって毎年度当初理事長が委嘱する。

委員長  
副委員長  
委員  
事務担当

- 2 本委員会の委員長は理事長とし、副委員長は副理事長とする。  
3 委員長は必要あると認めたとき他の教職員を含めることができる。  
4 学部等の各組織が自らその諸活動において点検・評価等を行い、その結果に基づく改善に努めるため、本委員会に分科会、部会を設ける。  
分科会、部会については別に定める。

（審議事項）

- 第3条 本委員会は次の各号に掲げる事項を審議する。  
(1) 各部会の点検・評価等の結果及び改善施策に関する事項  
(2) 前号に基づく改善の指摘に関する事項  
(3) 第1号及び第2号に基づく改善施策の進捗に関する事項  
(4) 本委員会の組織、手続きの点検・評価に関する事項  
(外部評価)

- 第4条 前条第4号に加え、本委員会の組織、手続きの適切性の検証について、監事に監査を付託する。監事監査は7年を周期とする。

（活動報告）

- 第5条 本委員会における点検・評価等に関する審議の結果及び改善施策は、学内に公表するものとする。

（自己点検・評価および学校評価）

- 第6条 大学の自己点検・評価及びK-12の学校評価については、分科会、部会にてこれを行い、本委員会の審議を経て「自己点検・評価報告書」及び「学校評価結果」としてとりまとめ公表するものとする。  
2 大学の「自己点検・評価報告書」の公表は7年を周期とする。  
3 大学の自己点検・評価の客観性、妥当性を確保するため、「自己点検・評価報告書」は「K-16教育研究活動等有識者会議」に諮ることとする。得られた意見、助言等は本委員会において共有し、同報告書と併せてホームページで公表するものとする。  
4 専門職学位課程の「自己評価書」の公表は5年を周期とする。  
5 K-12の「学校評価結果」の公表は毎年行う。  
6 K-12の「学校評価結果」の公表にあたっては、学校関係者評価の結果を付すものとする。

（その他）

- 第7条 本委員会はその運営に関し必要な事項を細則に定める。

- 第8条 この規程の改廃は、全学園連絡会の議を経なければならない。

- 第9条 本委員会に係る事務主管は、教育情報・企画部EQA課が行う。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成6年4月1日)

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成14年4月1日)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

---

学校法人玉川学園教育研究活動等点検調査委員会運営細則（平成4年4月1日制定）

最終改正:令和6年4月1日

改正内容:令和6年4月1日[令和6年4月1日]

## 第4条 本委員会規程第2条第4項の分科会は次の各号による。

	〈分科会名称〉	〈基本構成〉	〈まとめ役〉	〈事務主管部署〉
(1)	学園分科会	K-12協議会(学園長、副学園長、常任理事を除く)	学園教学部長	学園教学部学園教学課
(2)	大学分科会	大学共通部会の座長、学部長、研究科長、教育学術情報図書館長、教学部事務部長	教学部長	教学部教務課
(3)	管理運営分科会	法人部長会(理事長、副理事長及び常任理事を除く)	総務部長	総務部総務課

2 前項各号の分科会のうち第2号には学部等ごとの点検・評価を行うため、次の部会を置く(総称して「学部・研究科部会」という)。学部・研究科部会における点検・評価等の結果の適切性及び、その結果に基づく全学的観点からの点検・評価等は大学分科会が担当する。

〈学部・研究科部会〉

	〈部会名称〉	〈基本構成〉	〈まとめ役〉	〈事務主管部署〉
(1)	文学部会	文学部の部長・主任、文学研究科長	文学部長	教学部
(2)	農学部会	農学部の部長・主任、農学研究科長	農学部長	
(3)	工学部会	工学部の部長・主任、工学研究科長	工学部長	
(4)	経営学部会	経営学部の部長・主任、マネジメント研究科長	経営学部長	
(5)	教育学部会	教育学部の部長・主任、教育学研究科長、教職大学院科長	教育学部長	
(6)	芸術学部会	芸術学部の部長・主任、芸術専攻科主任	芸術学部長	
(7)	リベラルアーツ学部会	リベラルアーツ学部の部長・主任	リベラルアーツ学部長	
(8)	観光学部会	観光学部の部長・主任	観光学部長	
(9)	脳科学研究部会	脳科学研究科の科長・教務担当	脳科学研究科長	

3 全学的観点の点検・評価を行うことを目的として、学園分科会及び大学分科会は必要に応じて法人部門の部長及び教育情報・企画部長を招集することができる。

4 専門職学位課程の点検・評価等の体制は別に定める。

5 第1項各号の分科会のうち第2号には大学共通事項の点検・評価を行うため、次の部会を置く(総称して「大学共通部会」という)。大学共通部会における点検・評価等の結果の適切性及び、その結果に基づく全学的観点からの点検・評価等は大学分科会が担当する。

〈大学共通部会〉

	〈部会名称〉	〈基本構成〉	〈まとめ役〉	〈事務主管部署〉
(1)	教務部会	教務委員会	教学部長	教学部
(2)	教員養成部会	教職課程委員会	教師教育リサーチセンター長	教師教育リサーチセンター
(3)	国際教育部会	国際教育推進委員会	国際教育センター長	国際教育センター
(4)	ELF部会	ELF運営委員会	ELFセンター長	ELFセンター
(5)	大学院教務部会	大学院教務委員会	教学部長	教学部
(6)	研究活動部会	学術研究所長、脳科学研究所長、量子情報科学研究所長、教学部長、学部長、研究科長、教育博物館長、TAPセンター長、ICT教育研究センター長、研究推進事業部長、教学部事務部長	研究推進事業部長	研究推進事業部研究推進課
(7)	教員組織部会	教学部長、教学部事務部長、学部長、研究科長、学術研究所長、脳科学研究所長、量子情報科学研究所長、人事部長	教学部長	教学部
(8)	入試広報部会	入学試験運営委員会(学長、副学長、常任理事を除く)	入試広報部長	入試広報部
(9)	学生生活支援部会	学生委員会、学生担当	学生支援センター長	学生支援センター
(10)	キャリア・就職指導部会	キャリア・就職指導委員会	キャリアセンター長	キャリアセンター

6 第1項各号の分科会、第2項各号及び第4項各号の部会の点検・評価等の項目は別に定める。

7 第1項各号の分科会、第2項各号及び第4項各号の委員及び事務担当は毎年度当初理事長が委嘱する。

8 委員長は必要あると認めたとき第2項及び第4項以外の部会を置くことができる。